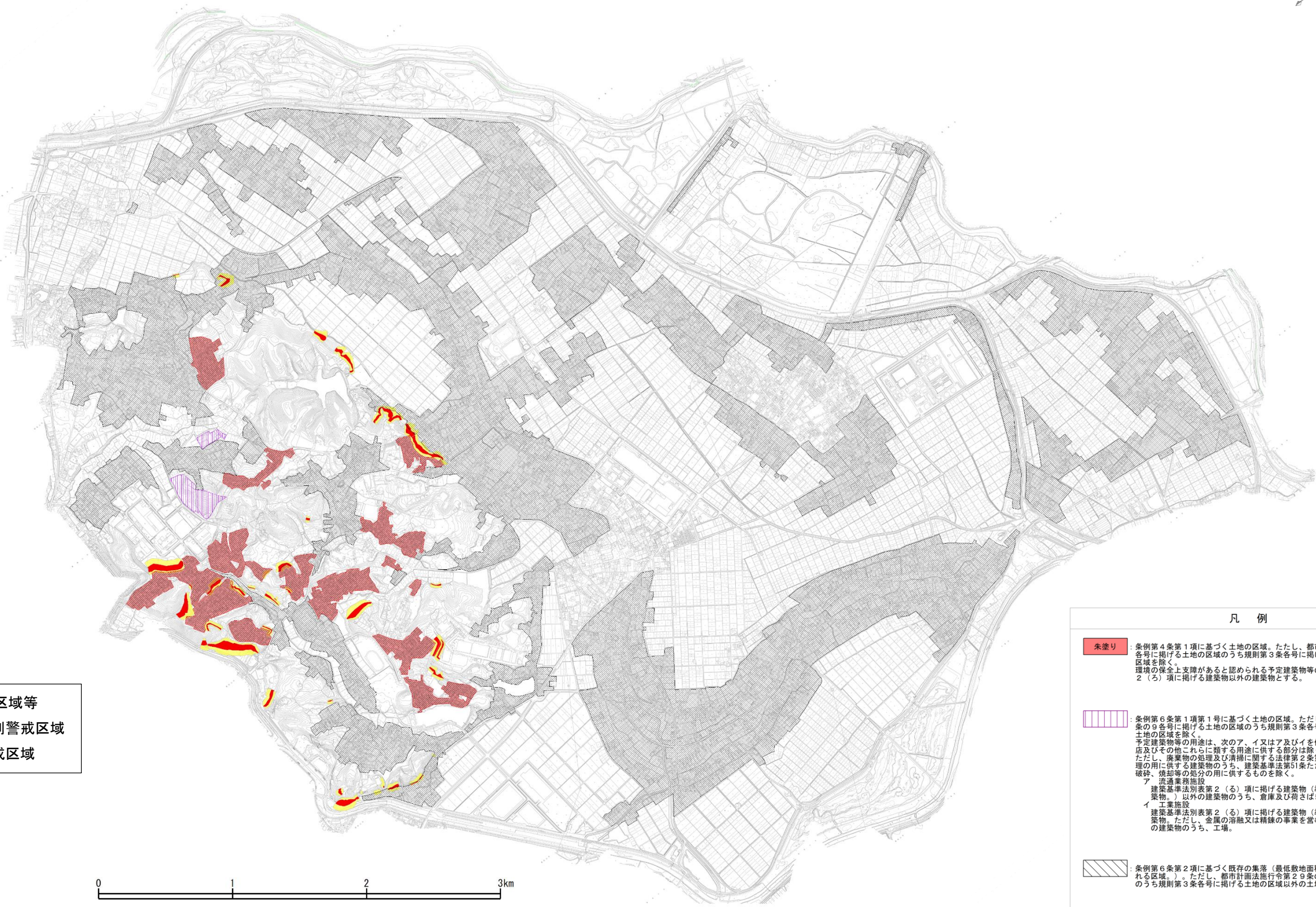
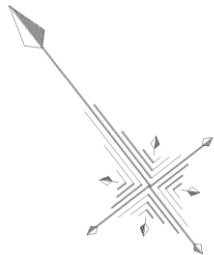


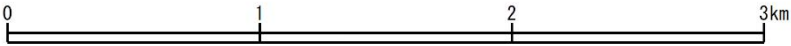
吉見町区域指定図



土砂災害警戒区域等

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域



凡 例

朱塗り : 条例第4条第1項に基づく土地の区域。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。
環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物とする。

: 条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。
予定建築物等の用途は、次のア、イ又はア及びイを併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。）
ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分用の用に供するものを除く。
ア 建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場。
イ 工業施設
建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精練の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場。

: 条例第6条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積300平方メートルが適用される区域。）。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。

: 条例第6条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積150平方メートルが適用される区域。）。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。